

住宅用火災警報器の設置は お済みですか？

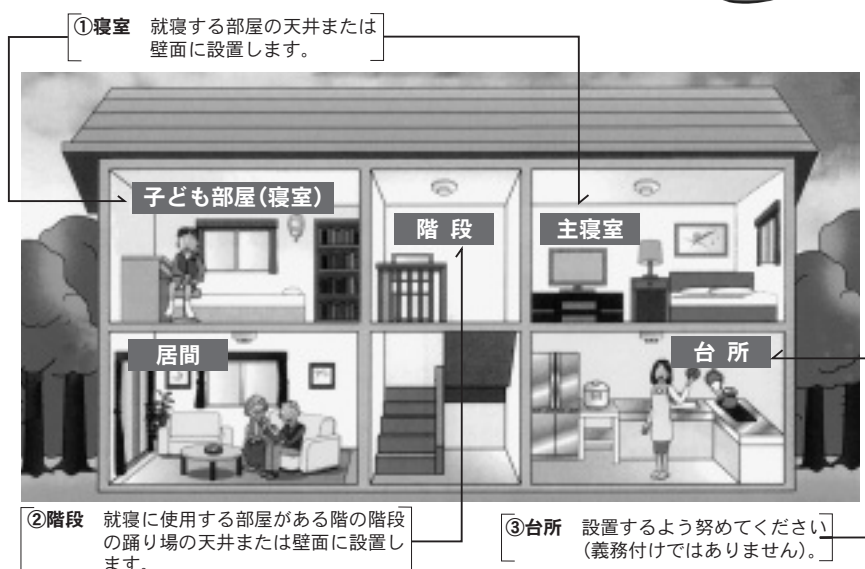


既存の住宅も6月1日から 設置が義務化

平成23年6月1日から、お住まいの住宅に、住宅用火災警報器を設置することが高遊原南消防組合火災予防条例で義務付けられています。

住宅用火災警報器は右のイラストにあるように寝室のすべて、寝室が2階以上にある場合は、寝室がある階の階段の上端にも設置しなければならないことになっています。

詳しい設置箇所や設置方法などについては、高遊原南消防本部予防課までお問い合わせください。



●取り付け位置は？

天井の場合

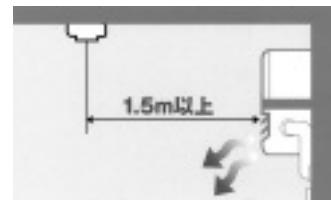
通常の壁面からの取付位置

火災警報器の中心を壁から
60cm 以上離します。



エアコンなどの吹き出し口付近の取付位置

換気扇やエアコンの
吹き出し口から 1.5
m以上離します。



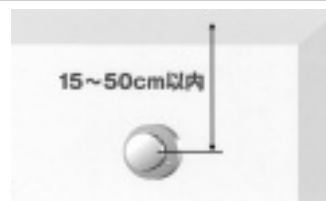
はり 梁などがある場合の取付位置

火災警報器の中心を梁から
60cm 以上離します。



壁面の場合

天井から 15 ～ 50cm
以内に火災警報器の
中心がくるように取
り付けます。



住宅火災で亡くなる人の多くが「逃げ遅れ」

住宅火災で亡くなる人の多くが、「逃げ遅れ」が原因であるといわれています。住宅用火災警報器は、煙や熱を感知し、警報音や音声で知らせてくれるものです。万が一、住宅火災に遭った際には、あなたの生命を守る役目を果たしてくれるものともなります。

購入の際には、右記のNSマーク(日本消防検定協会の鑑定合格証)付きのものを選ぶようにしましょう。

❑購入できる場所・・・消防用設備業者、

NSマーク



電気店、家電量販店やホームセンターなどで販売されています。

※機器の取り扱い・価格については、各販売店にお問い合わせください。

悪質な訪問販売にご注意を！

消防職員などを装い、義務化されたことを理由に個人宅を訪問し、法外な値段で売りつける事例が増えています。消防職員などが販売をあっせんしたり、特定の業者に販売を委託することも絶対にありません。不審に感じたら、高遊原南消防本部予防課までご連絡ください。

問い合わせ先 高遊原南消防本部予防課 ☎ 286-2119